

BEPS 行動計画 11

BEPS の測定及びモニタリング

～中国における対応、日本における対応、
日中間取引における注意点～

September 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS 行動計画 11 : BEPS の測定及びモニタリング

今回は BEPS の本質にかかわるお話です。

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) とは、

「税源浸食と利益移転」表現されるもので、近年加速化の一途をたどる企業の多国籍化及び経済のボーダレス化の進展等により、これまでの伝統的な国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへ対応するものです。

すなわち、従来、特定の国の課税権として捉えられてきたものが急速に機能しなくなることにより、自国の経済発展が国家財政収入の増加に結び付かないという、まさに国家としての死活問題を左右するものとして、G20やOECDに代表される国家及び国際組織が一丸となって早急に取り組まなければならない問題とされているものです。

報道では、あるインターネット大手企業の2006年から2011年の英国での売上額180億ドルに対してその法人税負担が1,600万ドルとして議会より問題指摘を受けたり、別のIT企業の課税優遇措置を巡りアイルランド政府がEUから最大130億ユーロの追徴税を課すべきと命じられたりと、その例には事欠きません。

しかしながら、確かに、個別の企業（少なくはない数の）においては、そのような問題が発生していることが事実であったとしても、本当に社会全体でそのようなトレンド（趨勢）が存在しているのかについて、誰が、どのように判断すればよいのでしょうか？

もちろん一つの巨大企業によるBEPS行動は、上述のように一国の財政をも左右するほど大きな影響を有することから、これらへの個別的対応は必要としても、G20やOECDが多大な社会的コストを掛けて早急に取組む必要がある問題であると、どのように確認できるのでしょうか？

さらに、仮にBEPSの問題はやはり現実社会全体で発生しており、国際的に早急な対応が必要であったとしても、BEPS行動計画の実施内容が社会全体において有効にどのように機能しているのかについては、どのように判断すればよいのでしょうか？

行動計画11においては、このような本質的な問いかけについて、明確な回答とはいかないまでも、現時点における考え方を示しています。

この中では、具体的にBEPSの問題が社会全体に対して影響を及ぼしつつあることを示す指標が存在していること、今後、OECD及び各国政府が協力し、より多くの客観的データを収集、分析することにより、国際的に整合性のある方法で提示していくことについての提言が示されており、さらに、この中で行動計画13により実施される国別報告書（Country by country reporting）の果たす役割が大きいものと期待されていることが示されています。

BEPS 行動計画11 BEPS の測定及びモニタリング

行動計画11 BEPS の測定及びモニタリングは、多国籍企業によるBEPS行為の実態及びその経済等と与える影響の大きさを客観的指標により明らかにするとともに、BEPS対策の効果及びその経済等と与える影響について把握、分析、改善する方法についての議論を目的とした取組みといえます。

行動計画11については、2015年4月16日にディスカッションドラフトが公表され、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日に他の行動計画とともに最終報告書が発表されています。

最終報告書は4つの章とで構成されており、各章の概要は次のとおりとなっています。

第1章：BEPS分析に関連する既存のデータソースの評価

既存のデータソース利用によるBEPSの規模や効果に関する経済分析には限界があることを認識しつつその利用を図っていく必要性。

第2章：BEPSの指標

BEPSを分析するにあたり有効と考えられる6つの指標の提示

第3章：BEPS及びその対抗措置に関する規模と経済的影響の測定

BEPSが実効税率や税収、経済効率に与える影響について分析

第4章：BEPS モニタリング向上のためのデータと手法

OECD及び各国政府並びに企業が協力し、より多くの客観的データを収集、分析することにより、国際的に整合性のある方法の提示以下では、第2章で提示されている6つの指標について説明します。

①低課税国への海外直接投資の集中

純外国直接投資（FDI）対GDP比が200%を超える国におけるFDIは、2005年ベースでそれ以外の国の平均の38倍であったものが2012年では99倍以上まで増加しています。

②高課税国の多国籍企業関連者の利益率との比較における低課税国の多国籍企業関連者の利益率
多国籍企業において低課税国高利益率関連者への所得分配が45%であるのに対して高課税国低利益率関連者に対する所得分配は7%にとどまっていると報告されています。

③グループ全体の利益率との比較における低課税国の多国籍企業関連者の利益率

低課税国に所在する多国籍企業関連者の利益率は、そのグループ全体の平均利益率の2倍であると報告されています。

④独立的国内企業との比較における大規模多国籍企業の実効税率

大規模多国籍企業の実効税率は国内事業だけを行う類似企業より、4～8.5%低いものと報告されています。

⑤無形資産の研究開発実施国からの移転

価値の創造地域と課税所得の分離は、無形資産に関して特に顕著であり、当該現象が加速している。例えば、受取ロイヤリティと研究開発支出の比率について、低課税国においてその他の比較し6倍であり、さらにその比率は2009年から2012年の間に3倍に増加していると報告されています。

また、これらの低課税国において受領されるロイヤリティは全世界総ロイヤリティの3%を占めるものと報告されています

⑥高課税国所在多国籍企業関連者による借入の集中

高課税国における大規模多国籍企業関連者における利子と収入の比率は、そのグループ全体の比率のほぼ3倍であると報告されています。

また、行動計画11においては、タックスプランニングを「利益が計上される場所と利益を生み出すための実質的な経済活動が分離される状況」と位置づけています。

また、この中で、企業のBEPS行為により、グローバル全体での法人税収の少なくとも4%から10%（金額にして 毎年1000 億ドルから2400 億ドル）が失われていると試算されています。

日中における対応・今後の日中間取引について

上述の通り、行動計画11 自体は直接企業に対して影響を与えるものではありませんが、以下のような状況が発生することが考えられます。

(1) 日本

日本の企業の多くはコンプライアンス意識が高いものといえ、既に国別報告書の対応に向けた準備を開始している企業も多いものといわれています。

従って、現実には、ここでいうところのタックスプランニングを採用している企業はほとんどないものと想像され、この意味においては日本企業についてBEPS対抗措置による大きな影響はないものと考えられる。

しかしながら、日本企業の立場はどうであれ、各国政府の立場から見れば、国別情報を中心とした客観的データを入手することにより、実際に、企業が自国にどの程度の割合で税収を落としているのかのみに焦点が当たるといえ、当該観点からは、従来よりもはるかに強税制執行における圧力を受けることとなる可能性は十分にあるものといえ、これらについては今後の執行状況を見守る必要があるものと考えられます。

(2) 中国

中国においては特殊かつ複雑な所有形態による国有系企業、集団所有型企業、親族型企業が存在しており、これらの経済規模は金額的にも国際的にもますます大きくなってきているものといえます。従って、厳密に国別報告書作成基準を適用する場合には、その対象となる企業は決して少なくないものと予想されます。

この中で、中国国内における内資系企業に対する企業所得税執行についても、他の先進国と比較した場合には決して十分とは言えない中で、今後、どこまでの情報が各国に開示されるのかについては、非常に興味深く見守る必要があるものといえます。

(3) 日中間取引における今後の留意点

BEPS 自体が各国間の課税権の調整をその目的としているということは、同時に、今後各国による課税権の競合がより鮮明になるということであり、かつて国際的2重課税に伴い国際的企業活動が阻害されるという事象が発生したのと同様に、今後、BEPS を巡る課税権の競合により、国際的な企業活動が阻害されることとなる可能性も十分に考えられ、かつては2か国間租税条約という制度を通じてその解決を図ったように、今後はまさにBEPSの枠組みの中で調整を図っていく必要があり、その中でこの行動計画11に示される考え方は重要な役割を果たすものといえます。

従って、国際的な事業活動に従事する企業は、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものといえるでしょう。



最後に、これから迫りくるBEPS という荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんの
お役に立てることができれば幸甚と考えております。

以上

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn